

大気汚染防止法による アスベスト規制の概要について

三重県 環境生活部 大気・水環境課

次第

- 1 大気汚染防止法の改正(令和2年6月)について
- 2 事前調査の方法について
- 3 事前調査結果の報告について
- 4 建築物石綿含有建材調査者について
- 5 その他

1 大気汚染防止法の改正(令和2年6月)について

令和2年6月に大気汚染防止法
(以下、「大防法」という。)が改正



大防法に基づく
アスベスト規制が強化

◆大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、一部の規定を除き、令和3(2021)年4月から施行されます。



規制対象建材を拡大

- ✓ 石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象を拡大^{※1}します。
- ✓ 石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準を設けます。



罰則の強化・対象拡大

- ✓ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されます。
- ✓ 下請負人にも作業基準遵守義務が適用されます。
- ✓ 都道府県等による立入検査の対象を拡大します。



事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法を法定化します。(書面調査、目視調査及び分析調査)
- ✓ 「必要な知識を有する者^{※2}」による事前調査の実施を義務付けます。(施行:令和5年10月~)
- ✓ 一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等^{※3}が事前調査結果を都道府県等^{※4}へ報告することを義務付けます。(施行:令和4年4月~)
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存^{※5}することを義務付けます。



作業記録の作成・保存

- ✓ 必要な知識を有する者^{※6}による取り残しの有無等の確認を義務付けます。
- ✓ 作業記録の作成・保存^{※7}を義務付けます。
- ✓ 作業結果の発注者への報告を義務付けます。

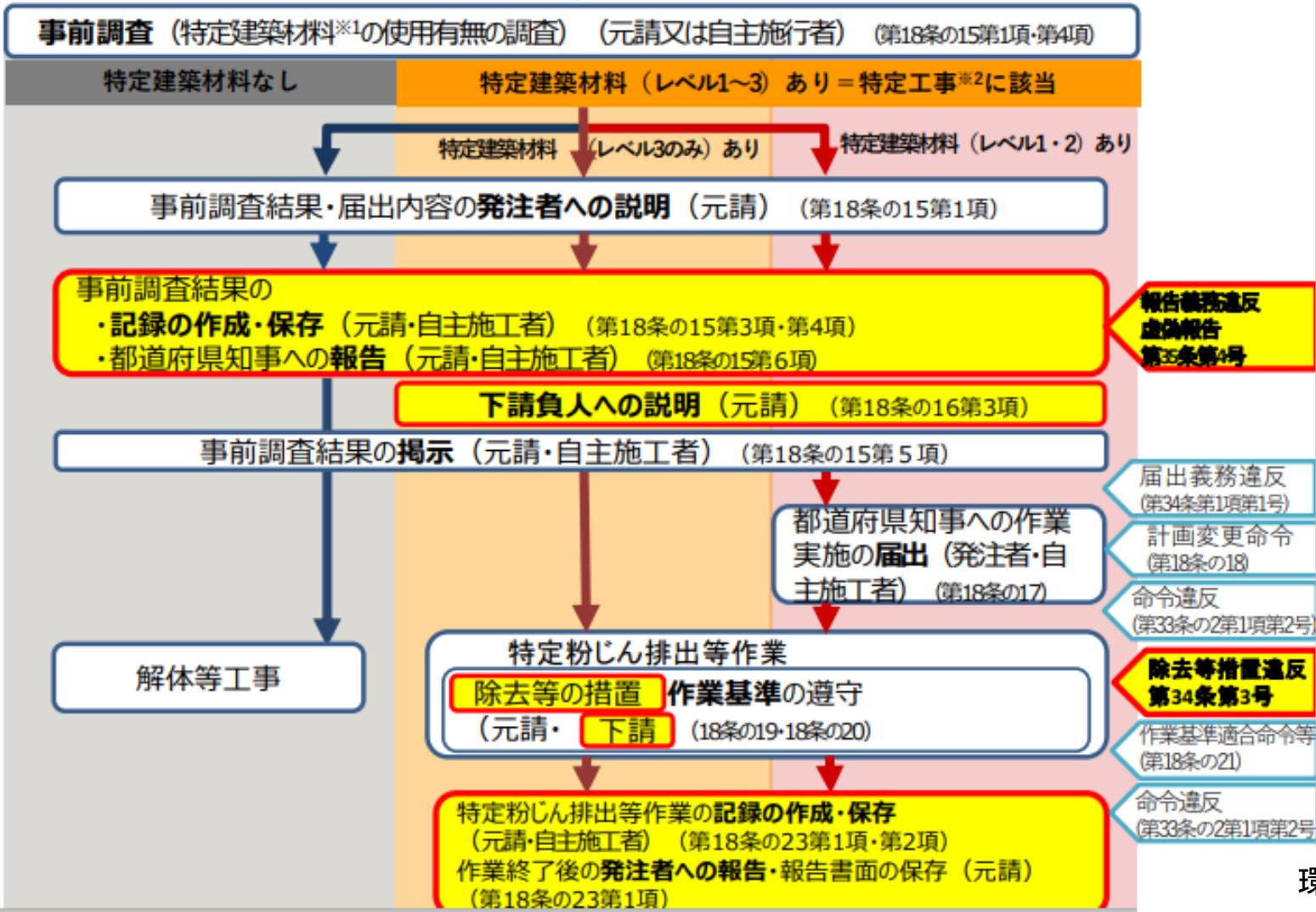
※1 新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事については作業実施の届出の対象から除外。
※2 建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
※3 元請事業者または自主施工者
※4 都道府県、大気汚染防止法の政令市など。
※5 解体等工事終了後3年間保存
※6 石綿作業主任者、※2の事前調査の必要な知見を有する者
※7 解体等工事終了後3年間保存

解体等工事に係る規制の概要

※1 特定建築材料: 吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)
 ※2 特定工事: 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

発注

<凡例>
 赤枠: 令和2年6月改正後



環境省HPから引用

大気汚染防止法の改正事項と施行日

規制内容	令和2年 6月 10月	令和3年 4月	令和4年 4月	令和5年 10月
特定建築材料以外の石綿含有 建材への規制		周知	令和3年4月施行	
事前調査の信頼性確保	事前調査の方法の 法定化	周知	令和3年4月施行	
	一定の知見を有する者 による事前調査の実施		周知、者の育成	令和5年10月 施行
	事前調査結果の記録の 作成、保存	周知	令和3年4月施行	
	事前調査結果の控えの 現場への備え置き	周知	令和3年4月施行	
	事前調査結果概要の 都道府県等への報告		周知、システム整備	令和4年4月施行
隔離をともなう作業での 石綿漏えいの有無の確認		周知	令和3年4月施行	
適切に行われたことの確認	知識を有する者による 取り残しの有無の確認	周知	令和3年4月施行	
	作業の記録	周知	令和3年4月施行	
	適切に行われたことの確認、 確認結果の記録・保存	周知	令和3年4月施行	
	作業結果の発注者への 書面での報告、記録	周知	令和3年4月施行	
直接罰の適用		周知	令和3年4月施行	
罰則の対象の拡大		周知	令和3年4月施行	

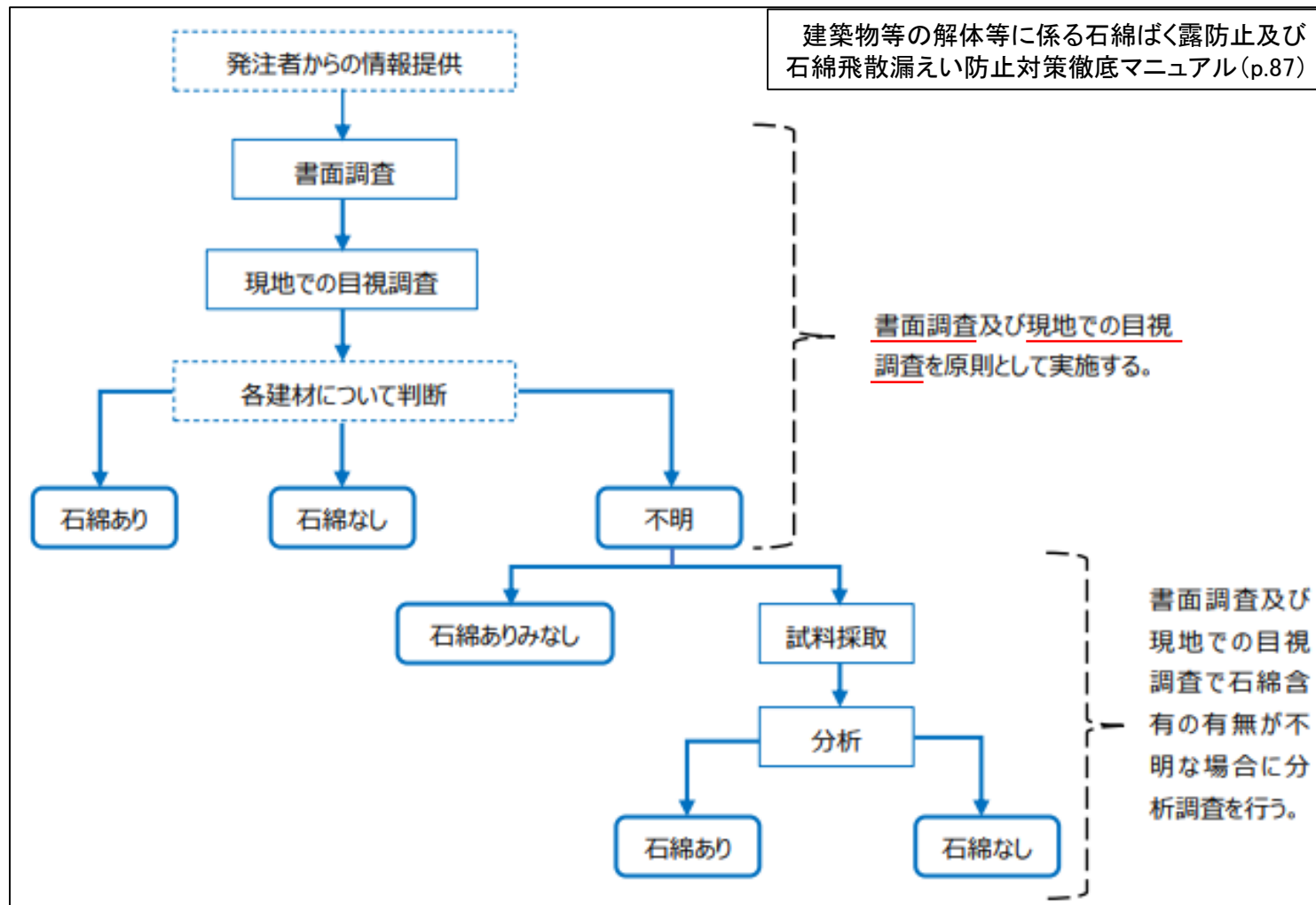
環境省HPから引用

2 事前調査の方法について

(大防法第18条の15第1項)

解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

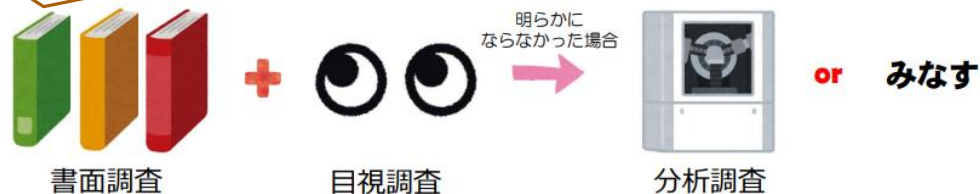
事前調査の概念図



2 事前調査の方法について

○書面調査

- ・設計図書等により、解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した日、使用されている建築材料の種類を確認。
 - ・使用されている建築材料のうち石綿が使用されている可能性があるものについて、石綿(アスベスト)含有建材データベース(<https://www.asbestos-database.jp/>)等を使用して石綿の含有の有無を確認。
- ※ただし、石綿(アスベスト)含有建材データベースに記載がないことをもって石綿含有無しと判断してはならない。



○現地での目視調査

- ・解体等工事に係る建築物等において設計図書と異なる点がないか、現地で建築材料に印字されている製品名や製品番号等を網羅的に確認し、特定建築材料に該当する可能性のある建築材料を特定する。
- ・書面調査及び現地での目視調査で石綿含有の有無が把握できず、分析調査を行う場合は、現地で当該建材を採取する。

※詳細は、建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル付録「事前調査の方法」を参照してください。

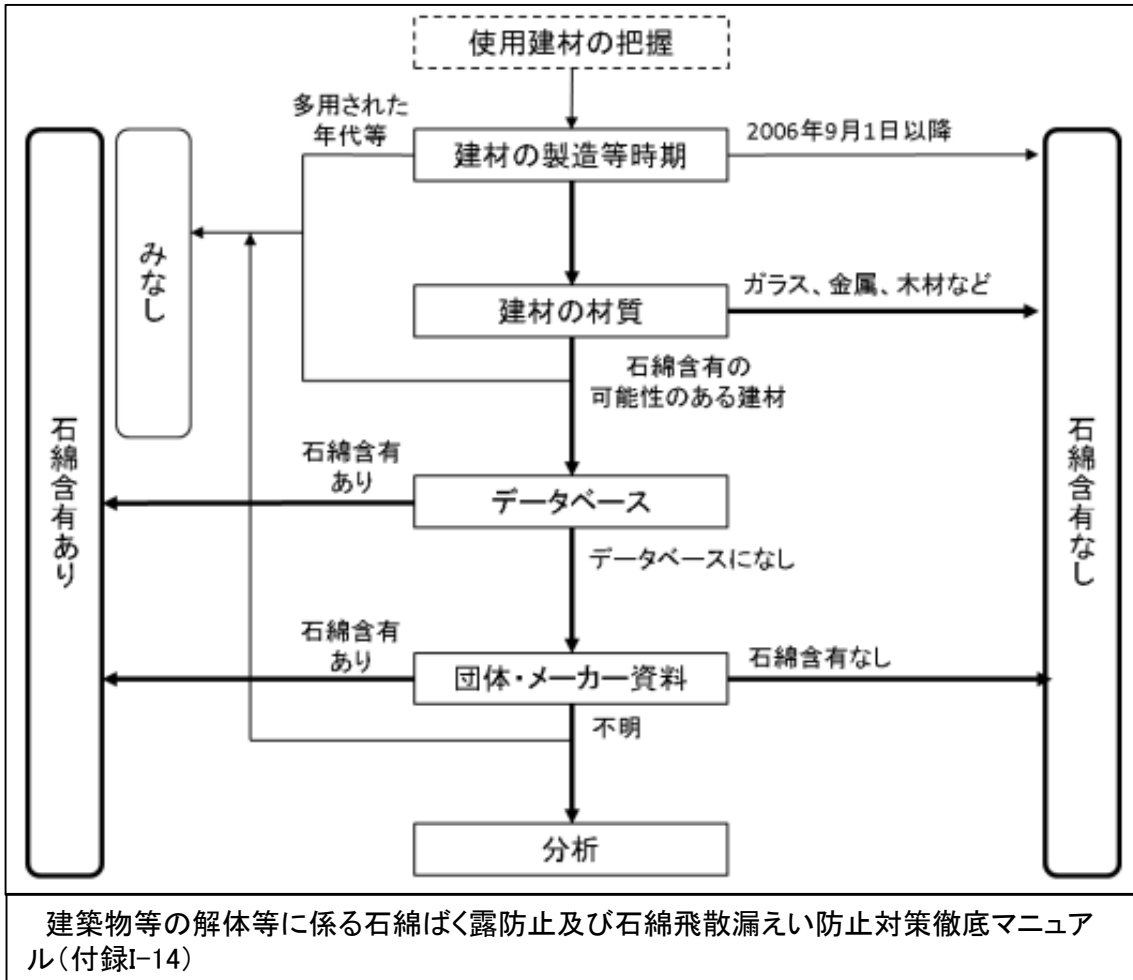
2 事前調査の方法について

【令和2年11月30日施行通知】

- 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等の石綿が含まれていないことが明らかなののものであって、当該材料の除去等を行うときに周囲の材料を損傷させるおそれがない作業等は、解体等工事に該当しないため、事前調査も不要。
- 解体等工事が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書等の書面により明らかである場合は、特定建築材料の有無の目視による調査は不要。

2 事前調査の方法について

石綿含有有無の判断の流れ(参考例)



石綿(アスベスト)含有建材データベース

国土交通省 経済産業省

HOME 当サイトについて 関連情報 ご利用上の注意 NEWS 操作説明

この石綿(アスベスト)含有建材データベースは、建設事業者、解体事業者や住宅・建築物所有者等が、解体工事等に際し、使用されている建材の石綿(アスベスト)含有状況に関する情報を簡便に把握できるようにすることを目的として、建材メーカーが過去に製造した石綿(アスベスト)含有建材の種類、名称、製造時期、石綿(アスベスト)の種類・含有率等の情報を提供するものです。検索の対象となる登録されている建材情報の収集方法等については、十分にご了解いただき、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、大気汚染防止法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守した上でご利用ください。

Q 建材を検索する

複数の単語を入力する場合は、スペース(空白文字)で区切ってください。

検索する単語が、正式な名称である可能性が低い場合は、以下の欄を外さずにご利用ください。

建材名(一般名)
 商品名
 製造時メーカー名
 現在メーカー名
 型番・品番

石綿(アスベスト)含有建材データベース

国土交通省 経済産業省

HOME 当サイトについて 関連情報 ご利用上の注意 NEWS 操作説明

ホーム > 検索結果商品名一覧

検索結果商品名一覧

1件~17件(全17件)

◀ ホームへ戻る 印刷

商品名	建材名(一般名)	型番・品番	製造時のメーカー	製造期間	含有率	種類	不燃材料認定	*注
浅野ダイアロック	石綿含有吹付けロックウール		浅野スレート(株)	1971~1975	5以上	青石綿、茶石綿		
プロベストR(タイプA)	石綿含有吹付けロックウール		朝日石綿工業(株)	1971~1975	20~35	茶石綿		
タイカレックス	石綿含有吹付けロックウール		耐火被覆工業協同組合	1978~1979	3	白石綿	不燃 No.1023	
サーモテックス	石綿含有吹付けロックウール		内外アスベスト(株)	1961~1975	25	白石綿、茶石綿		
サーモテックス	石綿含有吹付けロックウール		内外アスベスト(株)	1976~1978	5未満	白石綿、茶石綿		

3 事前調査結果の報告について

報告の対象(大防法規則第16条の11第1項)

事前調査結果の報告が必要な工事



解体工事
床面積合計80m²以上



建築物の改造・補修工事
請負代金合計100万円以上
(材料費・消費税を含む。)



工作物※の解体・改造等工事
請負代金合計100万円以上
(材料費・消費税を含む。)

※環境大臣が定めるものに限る

3 事前調査結果の報告について

報告の内容(大防法規則第16条の11第2項)

都道府県等が事前調査が適切に行われたか判断できるよう、事前調査の方法及び結果のほか、建築物等の構造、使用されている建築材料の種類など。

3 事前調査結果の報告について

「石綿事前調査結果報告システム」

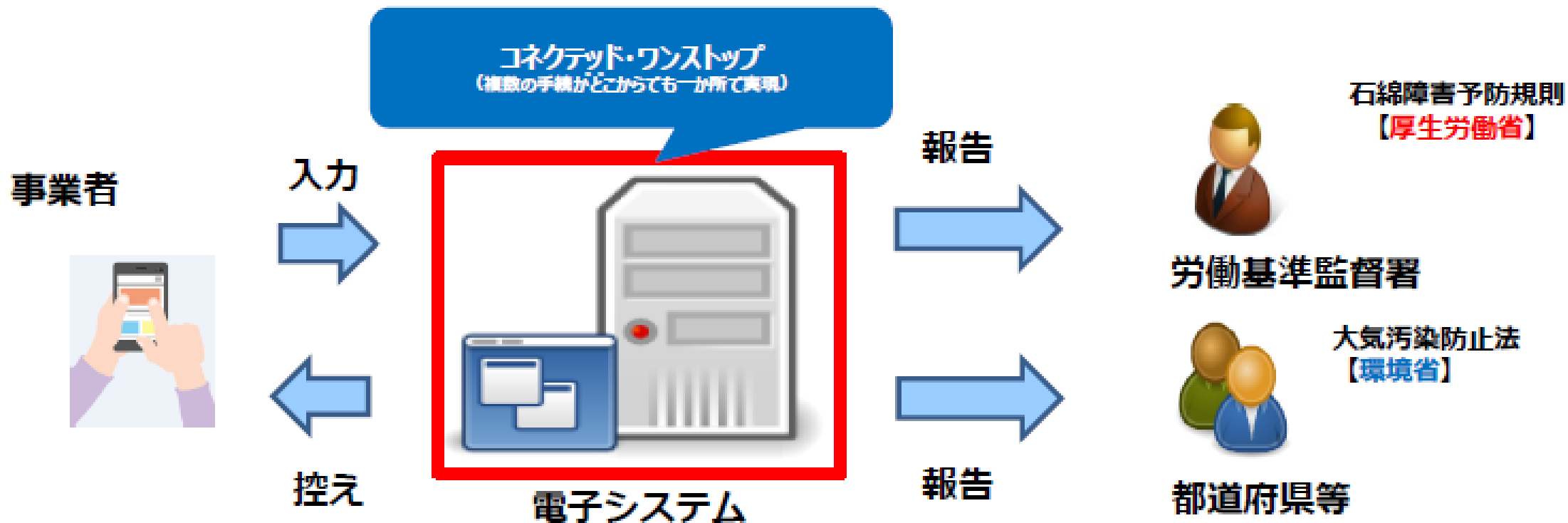
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>



- ①電子による申請
- ②保存済み情報からコピー申請可能
- ③複数工事の一括申請
- ④現場掲示資料の作成

3 事前調査結果の報告について

事前調査結果は、電子システム(Gビズ)により報告



3 事前調査結果の報告について

石綿事前調査結果報告システムの利用には、
事前に以下の作業が必要

1 電子機器の準備

2 「GビズID」の取得

3 事前調査結果の報告について

2 「GビズID」の取得

GビズIDとは？

法人・個人事業者向け共通認証システム

※デジタル庁HPから抜粋

➡ デジタル庁 gBizID画面トップ
「<https://gbiz-id.go.jp/top/>」

GビズIDの取得

どちらかのGビズIDの取得が必要です

<p>gBizID プライム</p> <ul style="list-style-type: none">○新規申請・下書き保存○一括申請○支店・支社等の管理 <p>おすすめ 支店がある大規模事業者 報告数が多い事業者</p>	OR	<p>gBizID エントリー</p> <ul style="list-style-type: none">○新規申請・下書き保存×一括申請×支店・支社等の管理 <p>おすすめ 報告数が少ない事業者 個人事業主</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ログインにはGビズIDを利用します。GビズIDには「プライム」「エントリー」の2種類があり、複数工事を一括申請するためには「プライム」アカウントの取得が必要です。

3 事前調査結果の報告について

2 「GビズID」の取得

	対象	発効までの期間	書類審査	一括申請	メンバー登録
プライム	会社代表者 個人事業主	約1～ 2週間	必要	可能	支店等の管理 が可能
エントリー	事業をしている方	約30～ 60分	不要	不可	支店等の管理 不可

3 事前調査結果の報告について

環境省HP (石綿)事前調査結果の報告について

http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html

システム利用方法の解説動画を掲載

石綿事前調査結果報告システムの操作マニュアル

- ▶ [操作マニュアル基本操作編\(PDF 3.8MB\)](#) PDF
- ▶ [操作マニュアル詳細機能編\(PDF 14.4MB\)](#) PDF
- ▶ [動画マニュアル【システムへのログイン、①元方\(元請\)事業者の入力 編】](#)
- ▶ [動画マニュアル【②請負事業者の入力、③事前調査結果の入力 編】](#)
- ▶ [動画マニュアル【④申請内容の確認、⑤登録完了 編】](#)
- ▶ [動画マニュアル【登録済み申請情報の検索・変更 編】](#)

石綿事前調査結果報告システム
利用手順のご説明

石綿事前調査結果報告システム
利用手順のご説明

石綿事前調査結果報告システム
利用手順のご説明

石綿事前調査結果報告システム
利用手順のご説明

4 建築物石綿含有建材調査者について

調査を適切に行うために必要な知識を有する者による事前調査の義務化(令和5年10月1日～)

事前調査を行うことができる者

- ①特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ②一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）^{※3}
- ④令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。



資格者等による調査の義務付けは、令和5年10月1日から施行されます。※事前調査自体は令和5年9月以前でも行う必要があります。建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う事業者や事前調査を請負う事業者は計画的に資格者の育成を進めてください。

- ※1 解体工事のほか、建築物の模様替・修繕等の改修工事、建築設備の取付・取外し・修理等の工事も含まれます。
- ※2 石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査であり、設計図書等の書面調査と現地での目視調査の両方を行う必要があります。それでも明らかにならなかった場合、分析による調査を行うか使用しているものとみなすことになります。
- ※3 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。

4 建築物石綿含有建材調査者について

右記の機関にて講習実施

※講習実施状況等は、石綿ポータルサイト(厚生労働省)や講習登録機関のウェブサイトをご参考にしてください。

石綿ポータルサイト(https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/)より	
富山: 一般社団法人 富山県労働基準協会 建設業労働災害防止協会 富山県支部	長崎県労働基準協会 建設業労働災害防止協会 熊本県支部
石川: 公益社団法人 石川県労働基準協会連合会 建設業労働災害防止協会 石川支部	大分: 建設業労働災害防止協会 大分県支部
福井: 建設業労働災害防止協会 福井県支部 公益社団法人 福井県労働基準協会	宮崎: 建設業労働災害防止協会 宮崎県支部
愛知: 建設業労働災害防止協会 愛知県支部 中央労働災害防止協会 中部安全衛生サービスセンター 公益社団法人 愛知労働基準協会 名古屋東労働基準協会	鹿児島: 建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
岐阜: 公益社団法人 岐阜県労働基準協会連合会 建設業労働災害防止協会 岐阜県支部	沖縄: 建設業労働災害防止協会 沖縄県支部
三重: 一般社団法人 三重労働基準協会連合会 建設業労働災害防止協会 三重県支部	
静岡: 建設業労働災害防止協会 静岡県支部	
	■ 複数県エリア
	一般財団法人 日本環境衛生センター (全国 (主要地域))
	一般社団法人 環境科学対策センター (北海道、青森、宮城、秋田、新潟、石川、長野、愛知、東京、神奈川、大阪、広島、岡山、愛媛、福岡、熊本、沖縄)
	株式会社 安全教育センター (青森、岩手、秋田、宮城、福島、東京、大阪)
	住建センター株式会社 (全国)
	一般社団法人 企業環境リスク解決機構 (北海道、宮城、富山、千葉、東京、埼玉、神奈川、静岡、愛知、大阪、岡山、広島、福岡、その他全国主要地域)
	株式会社 建設業安全推進協会 (北海道、東京、愛知、大阪、福岡)
	株式会社 ERI アカデミー (全国)
	技術技能講習センター株式会社 (東京、神奈川、千葉)
	一般社団法人 日本ボイラ協会 (東京、和歌山、広島、愛媛、熊本)
	SAT株式会社 (全国)
	株式会社 那加クレーンセンター (岐阜、東京、大阪、愛知)
	株式会社ハウジングエージェンシー (全国)
	一般財団法人 労働安全衛生管理協会 (埼玉、東京、千葉、神奈川、群馬、栃木)

5 その他

環境省ホームページから、Gビズに入力したデータを活用して、以下の様式を作成することができます。

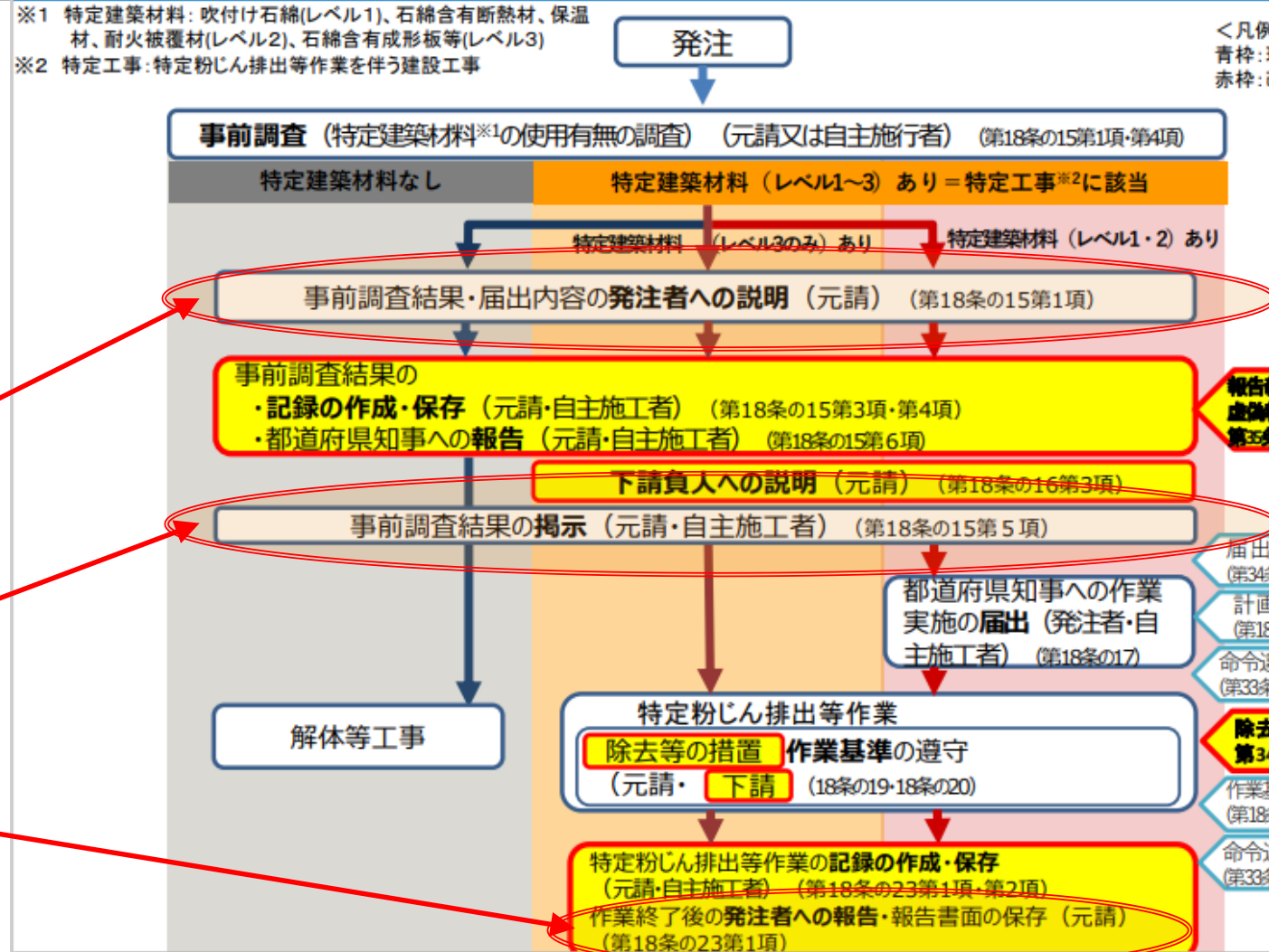
※参考様式であるため、大防法で定める項目の記載があれば独自様式でも構いません

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html

<https://www.env.go.jp/content/000066308.xlsm>

(様式)

- ・解体等工事に係る事前調査説明書
- ・建築物等の解体等の作業に関するお知らせ
- ・特定粉じん排出等作業完了報告書



5 その他

解体等工事を行う現場市町	届出窓口	解体等工事を行う現場市町	届出窓口
桑名市、いなべ市 木曾岬町、東員町	桑名地域防災総合 事務所環境室	松阪市、多気町 明和町、大台町	松阪地域防災総合 事務所環境室
菰野町、朝日町 川越町	四日市地域防災総合 事務所環境室	伊賀市、名張市	伊賀地域防災総合 事務所環境室
四日市市 (R4.4.1～市内の作業 全て市が窓口に)	四日市市 環境部環境政策課	伊勢市、鳥羽市、志摩市 玉城町、度会町、大紀町 南伊勢町	南勢志摩地域活性化局 環境室
鈴鹿市、亀山市	鈴鹿地域防災総合 事務所環境室	尾鷲市、紀北町	紀北地域活性化局 環境室
津市	津地域防災総合 事務所環境室	熊野市、御浜町 紀宝町	紀南地域活性化局 環境室



ありがとうございました。